



# 振込規定(抜粋)

## 3. (振込契約の成立)

- (1) 振込依頼による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し、振込資金等を受領した時に成立するものとします。
- (2) 振込機による場合には、振込契約は、当行がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し、振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。
- (3) 前項により振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書またはご利用控え等(以下「振込金受取書等」といいます。)を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので大切に保管してください。

## 5. (証券類による振込)

- (1) 当行以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受け入れはしません。
- (2) 当行の自内支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当行が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受け入れを認めるときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受け入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。
- (3) 前項により受け入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ当店による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。
- (4) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- また、不渡りとなった証券類の返却にあたっては、当行所定の不渡手形返却用をいただきます。
- (5) 提出された振込金受取書等を、当行が交付したものであると相当の注意をもって認められ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 6. (取引内容の照会等)

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当行が発信した振込通知について振込先に金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相場の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 入金口座無効等の理由により振込金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、お客に規定する相戻の手続きに基づいて、振込資金の受領等の手続きをとってください。

## 7. (依頼内容の変更)

- (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続きにより取り扱います。ただし、振込先の金融機関・座種名および振込金額を変更する場合には、第9条第1項に規定する相戻の手続きにより取り扱います。
  - ① 訂正の依頼にあたっては、当行所定の振込金訂正依頼依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - ② 当行は、振込金訂正依頼依頼書に従って、訂正依頼内容を振込先の金融機関に発信します。
  - (2) 前項の訂正の取り扱いは、第5条第5項の規定を準用します。
  - (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正できないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

## 8. (相戻)

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の相戻の手続きにより取り扱います。
  - ① 相戻の依頼にあたっては、当行所定の振込金訂正相戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - ② 当行は、振込金訂正相戻依頼書に従って、相戻依頼内容を振込先の金融機関に発信します。
  - ③ 相戻された振込資金は、振込金訂正相戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の領収書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
  - (2) 前項の相戻の取り扱いは、振込された振込資金の返却については、第5条第5項の規定を準用します。
  - (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、相戻できないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

## 10. (手数料)

- (1) 振込の受付にあたっては、自前表示の振込手数料をいただきます。
- (2) 相戻の受付にあたっては、当行所定の相戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、相戻ができなかったときは、相戻手数料は返却します。
- (3) 第7条第1項ただし書きにより相戻手続きを行うときも、当行所定の相戻手数料をいただきます。
- (4) 相戻された資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときは、振込手数料はかかりません。
- (5) 依頼内容の変更にあたっては、当行所定の訂正手数料をいただきます。この場合、第1項の振込手数料は返却しません。ただし、訂正ができなかったときは、訂正手数料は返却します。
- (6) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

## 11. (災害等による免責)

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害、事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- ② 当行または金融機関の共同システムの運営が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、突如、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関の買入簿すべき事由があったとき

